

令和5年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金 (後期)の申請について(ご案内)

1. 第2回目となります標記支援事業にご協力お願いいたします。

滋賀県ではL Pガス料金の値引き事業(標記支援事業)を第2回目(後期)として行うことになりました。

次の**2.**をご参照いただき、申請をお願いいたします。

説明会は行いませんが要領や手引書等でご不明な点がありましたら滋賀県L Pガス協会事務局までお願いいたします。

2. 最初に申請の手続きをお願いいたします。

第2回目の支援(値引き)事業にご協力いただける販売事業者様は、まずは申請をしていただく形になります。申請は、申請書(様式第1)と消費者一覧と料金表の3点のご提出をお願いいたします。申請書等が届き次第、協会より交付決定通知書を郵送いたします。2月度の検針より値引きの開始をお願いいたします。

ご提出いただく書類 次の3点になります

○申請書(様式第1)

※様式第1は2ページあります。項目が1~8までありますのでご注意ください。

○一般消費者等の一覧(様式第1-1 任意様式可)

※できるだけExcel等のデータにてご提出をお願いいたします。

○標準的料金メニュー表

送付方法 次のいずれかの方法でお送りください

- ・支援金専用メールアドレスへ添付送信
shienjigyo@shiga-lpg.or.jp
- ・同封のレターパックにて協会へ郵送
- ・FAX送信 FAX番号:077-523-2884
- ・協会事務所にご持参

3. 様式類は、協会HPのトップページの滋賀県L Pガス料金負担軽減支援事業(後期)のボタンより様式はダウンロードいただけます

ダウンロードにてご利用になられる場合は、協会HPのトップページの「滋賀県L Pガス料金負担軽減支援事業(後期)」のボタンからお願いいたします。

4. 第2回目支援（値引き）事業の第1回目からの主な変更点

対象月：2月検針分・3月検針分の2か月対象

値引額：対象月上限1,320円（税込み）

※2月検針したお客様の料金より上限1,320円（税込）の値引き
2月に検針し料金が発生したお客様が対象です。同じく、3月も検針したお客様の料金より上限1,320円（税込）を値引き。2月にお客様であったかどうかは問いません。両月とも上限が税込み1,320円となりますので、その金額の料金に満たないお客様へは請求額が値引き額となります。

販売事業者事務手数料 ※詳細は、郵送資料をご覧ください。

消費者一覧表（様式1-1及び7-1）はExcelデータ等でお願ひします

※Excelデータ等であれば確認作業の時間短縮になりますのでご協力
お願いいたします。

5. 概算払い請求書【様式10】について

決定通知書が届きましたら、概算払い請求書を出していただく事が可能になります。およその値引き額を計算して書いていただく形となります。最終は、事業終了後に精算します。概算払い請求書を受理してから、約10日以内に振込みをする予定です。

概算払い請求時にご提出いただく書類 次の1点になります

○概算払い請求書（様式第10）

FAXまたはメールでご提出ください。

6. 支援金事業の流れについて

①交付申請書類一式（申請書・消費者一覧・料金表）をご提出いただいた後、②交付決定通知書を皆様へ送付いたします。その後、③料金の値引き（税込上限1,320円）を開始していただき、値引き後、④実績（状況）報告書の提出をお願いいたします。3月度の値引き終了後、精算へと進んでいきます。

7. 値引きお知らせチラシおよび値引き説明文書について

第2回目（後期）値引きお知らせチラシ（A5両面カラー無料）が必要な方は後期チラシ発注書にてFAXにてご連絡ください。直ちに送付させていただきます。＜FAX番号：077-523-2884＞

値引き説明文書（A4用紙10分割）はお客様へ請求書送付時等、必要な場合にご利用ください。コピー等にてご対応お願いいたします。

令和●年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 **滋賀エルピーガス販売株式会社**
代表取締役 **滋賀 太郎**
住所 **大津市京町四丁目1番1号**

令和5年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期） 交付申請書

LPガス料金負担軽減支援金の交付を受けたいので、令和5年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、要領の別紙1または別紙2のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定後であっても補助金の一部または全部が受給できなくなることに加え、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

1 販売事業登録番号 **25A0523** (液化石油ガス法登録 ガス事業法登録)

2 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 **382**件

3 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」のとおり※1

※1：様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。できるだけ電子データ（エクセルファイル）で提出

4 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
2月	2月	1,320円
3月	3月	1,320円

5 標準的な料金メニュー 別紙のとおり※2

※2：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日 資源エネルギー庁 資源・燃料部）3(1)に規定されるもの等

様式第1（第5条関係）

6 要領に基づく値引きを行う一般消費者等（のものが該当）

- 一般消費者等のLPガス消費地は、全て滋賀県内である。
- 一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- 一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- 1月に2回以上値引きを行う一般消費者等はいない。
- 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- 一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

7 制約事項、同意事項に関する確認および同意

- ・要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」の内容を確認し同意します。

8 連絡担当者

氏 名 **滋賀 一郎**

所 属 **滋賀エルピーガス販売株式会社 大津営業所**

所属先住所 **大津市京町四丁目1番1号**

電話番号 **077-528-3433** FAX 番号 **077-528-6037**

メールアドレス **●●●●@●●●●.jp**

様式第 1 - 1

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧（申請時）

（原則Excel等のデータ提出にご協力願います）

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1	滋賀太郎	大津市京町四丁目
2	近江一郎	大津市松本一丁目
3	湖南花子	草津市草津三丁目
4	甲賀道子	甲賀市水口町水口
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

令和●年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 **滋賀エルピーガス販売株式会社**
代表取締役 **滋賀 太郎**
住所 **大津市京町四丁目1番1号**

令和5年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期） 概算払請求書

令和●年●月●日付け滋LP協第●●号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、令和5年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 **588,000円** $\frac{490 \text{件} \times 1,320 \text{円} \div 1.1}{\text{一般消費者等の数 値引き額 消費税率}}$

2 概算払請求額の根拠

概算払請求を希望する値引き対象月 (<input checked="" type="checkbox"/> が今回対象)	<input type="checkbox"/> 2月検針分 <input checked="" type="checkbox"/> 3月検針分
値引きを行う一般消費者等の数	490件/月

3 概算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (<input checked="" type="checkbox"/> が該当)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	シガエルピーガス販売株式会社 代表取締役 滋賀 太郎		

- (備考) 1 概算払請求は、次回検針分を請求するものとする。
2 概算払請求額は、概算払いを希望する値引き対象月数に、交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数および1件あたりの値引き額を1.1で割り戻した額を乗じたものを超えないものとする。